

議案第 7 号

加西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

加西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

加西市消防団員等公務災害補償条例（昭和42年加西市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第3項中「金額に、第1号」の右に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に改め、「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がない場合には、そのうち1人については」及び「）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については、1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合にはそのうち1人については300円）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の加西市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以降に支給すべき事由の生じた加西市消防団員等公務災害補償条例同条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以降の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(審議資料)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成30年政令第29号）が公布されたことに伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額について、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における加算額の改定を行うもの。

【概要】

補償基礎加算額

区分	改正前	改正後
配偶者	333円	217円
22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	267円	333円
22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	217円	217円
60歳以上の父母及び祖父母	217円	217円
22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	217円	217円
重度心身障害者	217円	217円